

## 第二部 成年後見制度

高齢者の財産を保護するためだけの制度ではありませんが、成年後見と呼ばれる制度があります。これには、民法で定められた、後見、保佐、補助の三制度と、任意後見契約に関する法律で定められた任意後見制度があり、これらを合わせて、成年後見制度と呼んでおります。

### 一 法定後見制度

#### 1. 法定後見制度とは

法定後見制度とは、法律で定められた後見制度の意味で、任意後見とは違った制度です。この制度は、認知症の高齢者から、売買契約等の法律行為をする権限を奪い、万一悪徳業者に騙され不利な契約を結ぶことがあっても、後見人がその売買契約を取り消すことで、財産を失うことを防止できる、と理解していただければ良いでしょう。

現行の制度は、平成12年4月1日施行された民法の改正法でできましたが、それまでの禁治産制度とほぼ同じ制度です。この制度の適用を受けうる人は、民法7条で定める「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」です。この人に後見開始の審判がなされますと、本人は、「成年被後見人」と呼ばれ、「後見人」がつかます。

「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」とは、自分の行為の結果について合理的な判断をする能力のないこと、すなわち意思能力のないことです。「常況にある」とは、時々通常の精神状態に回復しても、大部分の時間においてそのような精神状態であることをいいます。

そのような人については、具体的な行為の時点での意思能力の有無を問題とせず、その人（成年被後見人）のした法律行為は一律に取り消しうるといふ制度です。

#### 2. 後見開始の審判

後見開始の審判がされますと、成年被後見人の法律行為は、後見人が代理人になってすることになり、成年被後見人がした法律行為は後見人によって取り消され、財産の喪失から救済されます。例えば、成年被後見人が財産を他人に譲渡したり、セールスマンの甘言に乗せられて高価な宝石類を購入した場合は、成年後見人はこれを取り消し、財産を取り戻したり、代金の支払いを拒否することができるのです。

成年被後見人が単独でした行為について、問題がないと考えれば、そのままにしておくこともできます。

ただ、日常生活に関する行為については、成年被後見人も単独ですることができます。例えば、日用品の購入、公共料金の支払い、そのための預貯金の払い戻しなどです。これは成年後見人でも取り消すことはできません（民法9条）。

#### 3. 後見開始の審判の申立ができるのは？

後見開始の審判の申立をすることができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官です（民法7条）が、市町村長も、65歳以上の者、知的障害者、精神障害者について、その福祉を図るために特に必要があると認めるときには、後見開始の審判を申立てることができます（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2）。

また、任意後見契約が登記されている場合には、任意後見契約の受任者、任意後見人、任意後見監督人も後見開始の申立をすることができます（任意後見契約に関する法律10条）。

#### 4. 後見開始の申立は家庭裁判所にて行う

後見開始の申立は家庭裁判所にしますが、家庭裁判所では申立の用紙を準備しておりますので、難しい手続ではありません。後見開始の審判の申立をするときは一応医師の診断書を添付しますが、裁判所は審判をするに当たっては、本人の精神状態について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならないことになっております（家事審判規則 24 条）ので、この鑑定費用を裁判所へ予納することになりますが、5 万円程度とされております。

#### 5. 後見開始決定は、戸籍に記載されてしまうのか？

後見開始の審判がなされても、戸籍に記載されることはありません。

成年後見については後見、保佐、補助制度とも、その事実は本人の戸籍には記載されず、後見登記法により後見登記等ファイルに登録されることになりました。

この後見登記法による後見登記等ファイルは、現在のところ東京法務局が扱っているだけで（法務局及び地方法務局組織規則 14 条）、不動産の登記簿と違って誰でも閲覧等ができるというものではなく、一定の限られた人が登記事項証明書の交付を請求できるだけです（後見登記等に関する法律 10 条 1 項）。

#### 6. 後見開始の審判は、本人の同意が必要か？

後見開始の審判は、本人の同意はなくともできます。次の保佐制度についても、本人の同意はなくともできますが、補助制度の場合は本人の同意が必要です。

#### 7. 成年後見人は誰が適任か、誰が決めるのか？

誰が成年後見人になるかは重要な問題です。成年後見人は、家庭裁判所が最も適任と思える人を選ぶことになっていますが、

- ① 成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ② 成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無
- ③ 成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民法 843 条 4 項）

ことになっております。

そこで、本人の財産管理方法をめぐって親族間に争いがある場合や、遺産分割などの調停や訴訟が予想される場合は、本人の財産管理のために専門家である弁護士が選任される場合もありますが、本人の身上看護などは弁護士には不可能ですので、身上看護は、親族か身上看護をするのに適した法人ですることになります。

## 二 保佐制度

### 1. 保佐制度とは？

保佐制度は、これも民法の改正でできた制度で、それまでの準禁治産制度とほぼ同じ制度です。民法 11 条で、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」について適用があり、保佐開始の審判がなされると、本人は、「被保佐人」と呼ばれ、「保佐人」がつけられます。被保佐人は、一定の法律行為をするときは、保佐人の同意が必要になります。同意のない法律行為は保佐人が取り消すことができ、財産の保護ははかられます。

## 2. 被保佐人が単独ではなしえない法律行為

被保佐人が単独ではなし得ない法律行為は次のとおりです。

- ① 元本を領収し又は利用すること
  - ② 借財又は保証をすること
  - ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
  - ④ 訴訟行為をすること
  - ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意をすること
  - ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
  - ⑦ 贈与若しくは遺贈を拒絶し又は負担付の贈与若しくは遺贈を受諾すること
  - ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること
  - ⑨ 民法 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること
- です。

## 3. 保佐開始の申立に本人の同意は必要か？

保佐開始の申立をする場合は、本人の同意は必要ありません。

## 三 補助制度

### 1. 補助制度とは？

補助制度は、民法の改正によって新たに創設された制度です。民法 15 条で、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」についてなされますが、後見や保佐を必要とするほど本人の精神状態が悪くはないが、しかし能力が不十分で不安があるという人のための制度です。

補助開始の審判は、被保佐人なら保佐人の同意がないと出来ない法律

行為の一部を特定して、その行為については補助者の同意を必要とするというものになります。

例えば、被保佐人なら、借金も買い物も他人の債務の保証も保佐人の同意がないと取り消されますが、補助は、例えば、そのうちの他人の債務の保証についてのみ、補助者の同意が必要になるとする審判です。保佐の開始は難しいが、しかし、保護の必要がある場合に、裁判所が、危険のある法律行為に限定して、保護する制度です。これは本人の同意がないと申立はできません。

以上の後見、保佐、補助制度をまとめますと、次の表のようになります。

後見・保佐・補助の法定後見制度の概要（平成 12 年 4 月施行）

		後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
要件	<対象者> (判断能力)	精神上の障害 (認知症・知的障害・精神障害等) により判断能力を 欠く常況にある者	精神上の障害によ り判断能力が著し く不十分な者	精神上の障害によ り判断能力が 不十分な者
	開始の 手続き	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 (任意後見契約)、市町村長（特別法）	不要	必要
機関の 名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	保護者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人